

息をいつてゐるに過ぎない有様だ。そのうたは真理を阻むものは減ら彼等の城壁は崩壊する。若し此山崩壊し行く力に頼り彼等の甘言に乗れり、或は情力に引摺られ行く盲目者連中がある所れば、彼等と共に永遠の破滅に陥るは必然である。

無産大衆よ、世界と日本の大勢を直視せよ。至る所朽木は倒れ、新興の若木は新塚土に深へ行くではないか、枯木を焼く者、新樹を焚くものは誰か？ 無産者だ。全九州各地の無産者、諸君、諸君の中で永く政治団組織の在り者は早速民憲黨の名の下に團結せよ。運搬せ無用だ。実行を急ぐ。既成政党内に於て満足出来ず、而かも新政團への加入を躊躇せざる無産者諸君、哀れするに及ばず、速に断絶する者、其勝利がある。速に旗幟を聲明して民憲黨の麾下に集れ。茲に創立後第一回大会を開く日、吾々は我党の順当なる發展を期しと共に、全日本の無産者諸君が其率いて政治的新同結を成ることを熱望する。

兄弟よ！ 政治の第一線に集れ。

大正十四年六月二十九日

民憲黨第一回大会

國 政 綱 領

政 治

大正十五年二月廿一日第二回大会に於て改正

第一章 参政權

第一條 満二十歳以上男女平等無制限なる衆議院議員の選挙權被選挙權の獲得。

第二條 大選挙區制比例代表制の實施

第三條 選挙法並に附屬諸法令の根本的改正

第二章 言論集會結社

第四條 治安維持法、治安警察法、新聞紙法、出版法、其他民衆の自由を抑制する諸法規の改廢

第三章 司法及警察

第五條 軍法會議、憲兵警察、警視庁等に関する諸制度、諸法令の改廢、

第六條 陪審法の民衆化

第七條 無産者裁判費用の全免

第四章 税 制